

衆第三百一回国会議院  
経済産業委員会

令和二年四月十五日(水曜日)

本日の会議に付した案件	政府参考人 （経済産業省商務情報政策局長）	江崎 権英君
経済産業委員会専門員	政府参考人 （資源エネルギー庁電力・ガス事業部長）	村瀬 佳史君
佐野圭以子君	政府参考人 （中小企業庁事業環境部長）	奈須野 太君
中原 淳君	政府参考人 （政府参考人 （国土交通省大臣官房建設流通政策審議官）	渡邊 政嘉君
経済産業委員会専門員	政府参考人 （中小企業庁経営支援部長）	中川 勝也君

政  
府  
事  
業  
人  
出  
頭  
要  
求  
方  
に  
關  
する  
件  
特  
定  
高  
度  
情  
報  
通  
信  
技  
術  
活  
用  
シ  
ス  
テ  
ム  
の  
開  
発  
供  
給  
及  
び  
導  
入  
の  
促  
進  
に  
關  
す  
る  
法  
律  
案  
(内閣提出第二二号)  
特  
定  
デ  
ジ  
タ  
ル  
プ  
ラ  
ッ  
ト  
フ  
ォ  
ー  
ム  
の  
透  
明  
性  
及  
び  
公  
正  
性  
の  
向  
上  
に  
關  
す  
る  
法  
律  
案  
(内閣提出第一三二号)

○富田委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出、特定高度情報通信技術活用システム  
の開発供給及び導入の促進に関する法律案及び特  
定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性  
の向上に関する法律案の両案を議題といたしま  
す。

兩案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官安居徹君、内閣官房内閣審議官山内智生君、内閣府大臣官房審議官黒田岳士君、内閣府大臣官房審議官海老原諭君、内閣府大臣官房

す。

そういう中で、ちょっとコロナの話に戻りますが、私は千葉県と申しましたが、今、東庄町という町で、これは障害者の福祉施設なんですが、集団感染が起こっています。これは利用者さん八十二名のうちの七割近くが感染して、職員さん六十七名のうちの六割ぐらい、半分以上の方が感染をしてしまったんですね。このときに、医療チームに関しては、例えば災害派遣医療チームのDMATだとD.P.A.T.だと、そういうのがあるので、私の理解は、医療はそれなりにきちんとやられているだらうというふうに思っています、今。なかなか中に入れないので、私も見られてはいないんですけど。

だけれども、大きな問題が出ているのは介護の方なんですね。この施設は入所施設で知的障害の方がいらっしゃるんですが、介護の方がこういう

チームがないから、それで、感染している人たちがいるから応援に入つてほしいと言つても、応援に行つていただける方がなかなかいな

いんですね。それは感染の問題もあるし、あるいは、今別の施設から行くと自分の施設が困ってしまうかも

れないし、家族の問題もあるかもしれない。

だから、今議論に少し出しているのは、D.W.A.T.

ではないんですけども、災害派遣福祉チームみたいなのをやはりつくつて、何かあつたとき

に、ばつと福祉の分野も入らなきゃいけないん

ぢやないかという、これも以前から議論はあつた

んです。これは、東庄町、千葉県だけではなくて、高齢者福祉での集団感染なんかも出てきています。

ですから、こういうところは非常に重要なだと思

うんですけど、そういうときに、じや、例えば、そういう部隊が行つたときに、遠隔でいろいろな

ことができないかどうか。例えば、給配膳なんといふのはかなり口ボット化ができるわけです。あるいは、掃除なんかも口ボット化できるわけです。

特に私がこの分野の方から言わ正在語るのは、

例えば、医師が診察をするときに、突然知らない人が来ると動搖してしまって、だけれども、その近

くにロボットみたいなものがあつて、それで例え

ば親御さんだと身近な人が声をかけてあげなが

ら診療するとか、ちょっとパニックになりそうに

なつたときに、そやつて身近な人が遠隔で声を

かけてあげれば、それで気持ちがすごく休まる

か、そういうことがあるというふうなことも聞い

ています。

ですから、例えば、こういう分野にしっかりと

と、これは厚労省の分野だと先ほど話みたいに

思うかもしれません、ロボットだと、こうい

う通信の問題もあるわけですから、もっと経産省

がアイデアを出して、それで、こういうようなど

ころに、これはもう日本は世界一だというような

ことをぜひやついただきたいなどいうふうに思

います。

○梶山国務大臣 委員おっしゃったように、いろ

いろな形でいろいろな分野でアプリケーションの

開発というものが出てくると思いますし、全ての

分野でそういうことが必要だと思つております。

○梶山国務大臣 大企業のみならず、スタート

アップ企業そしてベンチャーハンドの支援というもの

もここで考えていかなければならぬと思います

し、J.I.C.等でベンチャーハンドをつくるとい

うような方向性もありますし、しっかりとそ

ういった企業のアプリケーション開発というものを

支援してまいりたいと思っております。

○宮川委員長 午後一時から委員会を再開するこ

ととし、この際、休憩いたします。

午後零時十四分休憩

午後一時一分開議

○宮川委員 前回、私、マスクマップの話とかも

しつかりと取り組んでまいりたいと思っておりま

す。

○宮川委員 前回、私、マスクマップの話とかも

したと思うんですが、4Gでやれるることはたくさんあります。

まず初めに、新型コロナウイルスでお亡くなりになられた方々に心から哀悼の意を表するとともに、現在療養中の方々の一時も早い御回復をお祈り申し上げます。

また、今、医療の現場を始め、世の中のインフ

ラを動かしてくれている多くの人々、そして、こ

れちゃつて正在語っているという話もしたかったんですが、

それがすごい書類で、ベーパーワークでもう埋も

れてます。

の経済産業分野において日々現場に寄り添う対策

を検討いただいている省庁の皆様にも冒頭感謝を

申し上げながら、本日は質疑をさせていただきました

が中心になつてアプリケーション関係を開発して

ほしい。4Gの部分でいろいろなことをやつてい

くと、その中で、もっとスピードが必要だとか容

量が必要だとか、それが5Gにつながるわけです

から、私は、4Gでやれることはたくさんあるの

に、何か、これは厚労省の問題だとか、国交省の

問題だとか、文科省の問題だとかで、進んでいな

いことがいっぱいあると思いますから、ぜひ、大

臣、リーダーシップをとって、じゃ、最後、お願

いします。

○梶山国務大臣 大企業のみならず、スタート

アップ企業そしてベンチャーハンドの支援というもの

もここで考えていかなければならぬと思います

し、J.I.C.等でベンチャーハンドをつくるとい

うような方向性もありますし、しっかりとそ

ういった企業のアプリケーション開発というものを

支援してまいりたいと思っております。

本日準備した資料の一をこらんいただきたいと

思います。

こちらは、令和二年度の補正予算案の中でマス

ク、アルコール消毒液等の生産設備導入補助事業

について記載をされている資料を抜粋したもので

あります。これについて、最初、質問させてい

ただきたいと思います。

この左側の下に成果目標というところがござい

ます。ここに書いてあることとしては、マスク、

アルコール消毒液等の生産設備の導入を支援する

ことで不足の状況を速やかに解消することという

ような記載がございます。

ただ、現場の人たち、あるいは我々から見ても

そうなんですか、これは目標というよりは

目的だと思います。目標というのは、あくまでも

定量的な目標が望ましいと思つております。

これまで委員会の質疑の中でも、マスクの需要

量に對して供給が不足しているということは、皆

さん、誰の目からも明らかですけれども、じゃ、

一体どれだけ必要なのか、どのくらいをつくらな

ければいけないのか、その見通しをつかみ切れ

ていないような状況であります。

ここで、まず最初の質問は、マスクそして人工

呼吸器の想定需要、また目標生産数を定めるべき

ではないかと思つんすけれども、この点に関す

る政府の見解をお伺いしたいと思います。

○梶山国務大臣 マスクにつきましては、足元の

需要が急激に拡大し、供給が追いついていない状

況であると認識をしております。小売店舗の店頭

では品薄状態が継続するとともに、入荷したマス

クがすぐに売り切れる状況であります。

通常、今まで、平年、ドラッグストア等の市場に出るのは大体月二・八億枚ということでありますけれども、今、先月六億枚の生産をする、そして今月は七億枚を目標にしておりますけれども、そういうもの、途中の流通での在庫もない状態から始まりましたので、全てがやはり消費にすぐ消えてしまうというような状況であります。こうした中で、さらなる増産、輸入を通じて、先ほど申しましたように七億枚を超える供給を日指しておりますが、品薄感を解消できる水準になるまでにはなお一定の時間を要するものと思っております。

マスクに関しましては、なかなか想定できる需要をして生産目標というものを立てられませんけれども、とにかく増産をする、そして市場に送り込むということです。今は十三社が導入補助金を使い、そして、月間で、三月からでいうと四千八百万枚の増産体制もできてきたということで、さらに、今回の補正予算で予算を組んでおりますので、さらに手を挙げてもらう企業に支援をしてまいりたいと思っております。

マスクの供給拡大に当たっては、厚生労働省とも連携しつつ、今申しました設備導入補助や、サービスカルマスクや布製マスクの緊急輸入等を通じて、さらなる供給拡大を図つてしまいりたいと思つております。

人工呼吸器につきましては、今後の感染者数の増加度合い、そして、その中で重篤化する患者数の比率を見通すことがなかなか難しいのではないかと思いますが、今は目標数として一万五千台を確保したいと思っております。この中で、從来配備してあるものが八千三百台、そして、さらに国内の在庫があつて、残りの一万五千に届かない部分が大体二千台ということで、こういったものの積み増しを図つてしまいりたいと思っております。

今後も、マスクの需給の状況や新型コロナウィルスの国内における感染拡大の状況を見きわめつつ、適切に支援をし、対応してまいりたいと考えております。

通常、今まで、平年、ドラッグストア等の市場に出るのは大体月二・八億枚ということでありますけれども、今、先月六億枚の生産をする、そして今月は七億枚を目標にしておりますけれども、そういうもの、途中の流通での在庫もない状態から始まりましたので、全てがやはり消費にすぐ消えてしまうというような状況であります。こうした中で、さらなる増産、輸入を通じて、先ほど申しましたように七億枚を超える供給を日指しておりますが、品薄感を解消できる水準になるまでにはなお一定の時間を要するものと思っております。

マスクに関しましては、なかなか想定できる需

要をして生産目標というものを立てられませんけれども、とにかく増産をする、そして市場に送り込むということです。今は十三社が導入補助金を使

い、そして、月間で、三月からでいうと四千八百

万枚の増産体制もできてきたということで、さら

に、今回の補正予算で予算を組んでおりますの

で、さらに手を挙げてもらう企業に支援をしてま

いりたいと思っております。

マスクの供給拡大に当たっては、厚生労働省と

も連携しつつ、今申しました設備導入補助や、

サービスカルマスクや布製マスクの緊急輸入等を通じて、さらなる供給拡大を図つてしまいりたいと思つております。

人工呼吸器につきましては、今後の感染者数の

増加度合い、そして、その中で重篤化する患者数

の比率を見通すことがなかなか難しいのではないかと思いますが、今は目標数として一万五千台を確

保したいと思っております。この中で、從来配備

してあるものが八千三百台、そして、さらに国内

の在庫があつて、残りの一万五千に届かない部分

が大体二千台ということで、こういったものの積

み増しを図つてしまいりたいと思っております。

今後も、マスクの需給の状況や新型コロナウイ

ルスの国内における感染拡大の状況を見きわめつ

つ、適切に支援をし、対応してまいりたいと考えております。

マスクに関しましては、なかなか想定できる需

要をして生産目標というものを立てられませんけれども、とにかく増産をする、そして市場に送り込む

ことです。今は十三社が導入補助金を使

い、そして、月間で、三月からでいうと四千八百

万枚の増産体制もできてきたということで、さら

に、今回の補正予算で予算を組んでおりますの

で、さらに手を挙げてもらう企業に支援をしてま

いりたいと思っております。

マスクの供給拡大に当たっては、厚生労働省と

も連携しつつ、今申しました設備導入補助や、

サービスカルマスクや布製マスクの緊急輸入等を通じて、さらなる供給拡大を図つてしまいりたいと思つております。

人工呼吸器につきましては、感染拡大の終息

後も、国内における風邪や花粉症対策、保湿など

を目的とした通常の需要に加え、これまでマスク

を着用する文化のなかつた欧米の需要など、引き

続き高いニーズが想定をされるわけでありまし

して、このことから、マスク製造装置に対する補助

金につきましては業者にも一定の負担をお願いを

しているものであります。

ただ、今度の補正予算におきましてもこれは予

算を組んでおります。マスクの製造、そしてマス

クの部材、素材も含めてということであります

し、また、アルコール消毒液等についても増産の

予算を組んでいるということでありまして、企業

と連携をしながら、一社でも多くの企業に参加を

していただきたいと思っております。

十三件につきましては、今までの企業で、余地

がある、スペースがあるところ、そして、既設の

補助内容とすべきじゃないかと思うんですが、

しますけれども、本当に、マスク生産能力そして

人工呼吸器の確保を一刻も早く実現しなければ

いけない中で、企業に対しでしっかりとその指針を

示していくのも経済産業省の役割だと思っており

ますので、これは隨時、ぜひ、この状態を把握し

ていただきながら、目標数を具体的に示していた

だけようにお願いをしたいと思います。

続いての質問なんですが、この資料一の右側を

ご覧いただきたいと思います。これは事業概要

とということで、この補助事業の対象、補助率、そ

して補助上限額というのが記載をされております

けれども、対象者の部分をごらんいただきたいん

ですが、「国からの増産要請を受けて」というと

ころがございます。そして、補助率は、中小企業

た、補助上限額は製造ラインごとに原則三千万円

という数字がございます。

きょう二つ目の質問なんですが、まず、マスク

製造装置といふのは、今、大変世界的に需要があ

りますが、品薄、そして価格が高騰している状況

にござります。ただ、その一方で、現場にはマス

クが足りないということですから、非常に重要

性、緊急性とともに高い状況であります。

こういう状況に鑑みれば、まず、国からの増産

要請をするわけですから、補助率については、四

分の三とか三分の二ではなく十分の十とすべきで

はないか、そして、品薄で製造ラインをつくるこ

とは非常にお金がかかる状況になつていていますか

ども、この三千万円という水準では不十分なん

じやないかというふうに感じております。

私が聞いたところによると、製造装置も安いも

のから高いものまでいろいろあるんですねけれども、高いものだと一億円近くするものもあるそう

であります。そして、当然ながら安い装置はどん

どん売れてしまつて、今、品がまず手に入らない

という状況ですから、このあたりは、現状を踏まえて、補助率そして補助上限額ともに、より手厚い補助内容とすべきじゃないかと思うんですが、

しますけれども、本当に、マスク生産能力そして

人工呼吸器の確保を一刻も早く実現しなければ

いけない中で、企業に対しでしっかりとその指針を

示していくのも経済産業省の役割だと思っており

ますので、これは隨時、ぜひ、この状態を把握し

ていただきながら、目標数を具体的に示していた

だけようにお願いをしたいと思います。

続いての質問なんですが、この資料一の右側を

ご覧いただきたいと思います。これは事業概要

とということで、この補助事業の対象、補助率、そ

して補助上限額というのが記載をされております

けれども、対象者の部分をごらんいただきたいん

ですが、「国からの増産要請を受けて」というと

ころがございます。そして、補助率は、中小企業

た、補助上限額は製造ラインごとに原則三千万円

という数字がございます。

きょう二つ目の質問なんですが、まず、マスク

製造装置といふのは、今、大変世界的に需要があ

りますが、品薄、そして価格が高騰している状況

にござります。ただ、その一方で、現場にはマス

クが足りないということですから、非常に重要

性、緊急性とともに高い状況であります。

こういう状況に鑑みれば、まず、国からの増産

要請をするわけですから、補助率については、四

分の三とか三分の二ではなく十分の十とすべきで

はないか、そして、品薄で製造ラインをつくるこ

とは非常にお金がかかる状況になつていていますか

ども、この三千万円という水準では不十分なん

じやないかというふうに感じております。

私が聞いたところによると、製造装置も安いも

のから高いものまでいろいろあるんですねけれども、高いものだと一億円近くするものもあるそう

であります。そして、当然ながら安い装置はどん

どん売れてしまつて、今、品がまず手に入らない

という状況ですから、このあたりは、現状を踏まえて、補助率そして補助上限額ともに、より手厚い補助内容とすべきじゃないかと思うんですが、

しますけれども、本当に、マスク生産能力そして

人工呼吸器の確保を一刻も早く実現しなければ

いけない中で、企業に対しでしっかりとその指針を

示していくのも経済産業省の役割だと思っており

ますので、これは随时、ぜひ、この状態を把握し

ていただきながら、目標数を具体的に示していた

だけようにお願いをしたいと思います。

続いての質問なんですが、この資料一の右側を

ご覧いただきたいと思います。これは事業概要

とということで、この補助事業の対象、補助率、そ

して補助上限額というのが記載をされております

けれども、対象者の部分をごらんいただきたいん

ですが、「国からの増産要請を受けて」というと

ころがございます。そして、補助率は、中小企業

た、補助上限額は製造ラインごとに原則三千万円

という数字がございます。

きょう二つ目の質問なんですが、まず、マスク

製造装置といふのは、今、大変世界的に需要があ

りますが、品薄、そして価格が高騰している状況

にござります。ただ、その一方で、現場にはマス

クが足りないということですから、非常に重要

性、緊急性とともに高い状況であります。

こういう状況に鑑みれば、まず、国からの増産

要請をするわけですから、補助率については、四

分の三とか三分の二ではなく十分の十とすべきで

はないか、そして、品薄で製造ラインをつくるこ

とは非常にお金がかかる状況になつていていますか

ども、この三千万円という水準では不十分なん

じやないかというふうに感じております。

私が聞いたところによると、製造装置も安いも

のから高いものまでいろいろあるんですねけれども、高いものだと一億円近くするものもあるそう

であります。そして、当然ながら安い装置はどん

どん売れてしまつて、今、品がまず手に入らない

という状況ですから、このあたりは、現状を踏まえて、補助率そして補助上限額ともに、より手厚い補助内容とすべきじゃないかと思うんですが、

しますけれども、本当に、マスク生産能力そして

人工呼吸器の確保を一刻も早く実現しなければ

いけない中で、企業に対しでしっかりとその指針を

示していくのも経済産業省の役割だと思っており

ますので、これは随时、ぜひ、この状態を把握し

ていただきながら、目標数を具体的に示していた

だけようにお願いをしたいと思います。

続いての質問なんですが、この資料一の右側を

ご覧いただきたいと思います。これは事業概要

とということで、この補助事業の対象、補助率、そ

して補助上限額というのが記載をされております

けれども、対象者の部分をごらんいただきたいん

ですが、「国からの増産要請を受けて」というと

ころがございます。そして、補助率は、中小企業

た、補助上限額は製造ラインごとに原則三千万円

という数字がございます。

きょう二つ目の質問なんですが、まず、マスク

製造装置といふのは、今、大変世界的に需要があ

りますが、品薄、そして価格が高騰している状況

にござります。ただ、その一方で、現場にはマス

クが足りないということですから、非常に重要

性、緊急性とともに高い状況であります。

こういう状況に鑑みれば、まず、国からの増産

要請をするわけですから、補助率については、四

分の三とか三分の二ではなく十分の十とすべきで

はないか、そして、品薄で製造ラインをつくるこ

とは非常にお金がかかる状況になつていていますか

ども、この三千万円という水準では不十分なん

じやないかというふうに感じております。

私が聞いたところによると、製造装置も安いも

のから高いものまでいろいろあるんですねけれども、高いものだと一億円近くするものもあるそう

であります。そして、当然ながら安い装置はどん

どん売れてしまつて、今、品がまず手に入らない

という状況ですから、このあたりは、現状を踏まえて、補助率そして補助上限額ともに、より手厚い補助内容とすべきじゃないかと思うんですが、

しますけれども、本当に、マスク生産能力そして

人工呼吸器の確保を一刻も早く実現しなければ

いけない中で、企業に対しでしっかりとその指針を

示していくのも経済産業省の役割だと思っており

ますので、これは随时、ぜひ、この状態を把握し

ていただきながら、目標数を具体的に示していた

だけようにお願いをしたいと思います。

続いての質問なんですが、この資料一の右側を

ご覧いただきたいと思います。これは事業概要

とということで、この補助事業の対象、補助率、そ

して補助上限額というのが記載をされております

けれども、対象者の部分をごらんいただきたいん

ですが、「国からの増産要請を受けて」というと

ころがございます。そして、補助率は、中小企業

た、補助上限額は製造ラインごとに原則三千万円

という数字がございます。

きょう二つ目の質問なんですが、まず、マスク

製造装置といふのは、今、大変世界的に需要があ

りますが、品薄、そして価格が高騰している状況

にござります。ただ、その一方で、現場にはマス

クが足りないということですから、非常に重要

性、緊急性とともに高い状況であります。

こういう状況に鑑みれば、まず、国からの増産

要請をするわけですから、補助率については、四

分の三とか三分の二ではなく十分の十とすべきで

はないか、そして、品薄で製造ラインをつくるこ

とは非常にお金がかかる状況になつていていますか



る方々など、フリーランスを含む個人事業者が、  
収入を失うなど極めて困難な状況におられるとい  
うふうに認識しております。

こうした現状を踏まえまして、もう既に委員か  
ら御指摘がございましたけれども、これはそういう  
意味では業種を限定しているということではなく  
ございませんけれども、こうした極めて厳しい状況  
にあられる個人事業者については、百万円を上限  
に、今おっしゃられました持続化給付金の制度を  
創設するとともに、また、融資についても、これ  
も御議論がございましたとおり、個人事業者の方  
も念頭に、日本政策金融公庫など政府系金融機関  
で実施している実質無利子無担保、最大五年間元  
本据置きの融資制度を実施するとともに、更にこ  
れを信用保証制度を活用して民間金融機関にも拡  
大するという措置を講じたところでございます。

さらに、今委員から御意見ございました、こう  
いうフリーランスの方々の事業の継続や、あるいは  
は、将来的には再開と申し上げてもよろしいんで  
しょうか、そういうことについても、いろいろ、  
きょうの御意見も踏まえて、直接さまざまなお方の  
御意見を伺いながら、支援策の検討、実施を進め  
てまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○浅野委員 この点に関しては、確かに今、持続  
化給付金による一時的な収入の確保と、あとは資  
金繰り支援によってその方の事業継続性の後押し  
というのがあるんですが、一番大事なのは、仕事  
が今なくなつてているわけですから、仕事をつくり  
出すような施策、支援というのが大事なんです  
ね。

きのう、地元でフリーランスをやっている方が  
ら少し話を聞いたところ、そういう方々が今どう  
いう過ごし方をしているか、どういう思いを持つ  
ているかというのをちょっと、一点だけ紹介しま  
すと、仕事がほとんどゼロになつて収入がなく  
なつてしまつたので、パートをやって収入を得よ  
うかと考えていたんだけれども、この事態が終息  
をしたら、例えば司会業ですとかセミナー講師だ

とか、冠婚葬祭のそういう仕事もまたふえてきて、仕事が一気に来るだろう、そういうときに、もし何かパートやアルバイトをやつていたときにはすぐにやめるわけにもいかないから、今すぐパート、アルバイトにつくこともちょっとはばかりしているような状況らしいんですね。

ですから、今、彼ら、彼女らに必要なのは、当面の生活を維持するための経済的支援と、その後の、仕事がまたも戻る、そう見通せるような環境をつくってあげること。それによって、彼ら、彼女らのことをとても強く後押しすることができると思いますので、ぜひ、資金繰り支援や補助金のみならず、仕事をつくり出していくという部分についてもよくよく御検討いただきたいということを申し上げさせていただきたいと思います。

では、残りの時間は、法案の中身についても議論をさせていただきたいと思います。

まず、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案について質問をさせていただきます。

これは、非常に基本的な質問になるんですけども、そもそも、デジタルプラットフォームビジネスであっても通常のビジネスであっても、公正取引の法律にはしっかりと守られているというのが前提なんですが、公正取引の部分についてはあくまでも事後規制なんですね。

今回は事前の自主規制というような性格が強いわけですけれども、改めて伺いたいんですが、なぜ事後規制ではなく事前規制にまで踏み込む必要があったのか、この部分の背景について御答弁を求みたいと思います。

○西山政府参考人 お答え申し上げます。

今御質問ございましたデジタルプラットフォームというものでございますけれども、これは、この委員会でもある御議論ござりますけれども、まさにビジネスのモデルとして非常に新しいモデルだというふうに認識しております。そうした中で、もちろん一面においてイノベーションの担い

業の方々を含めて、国内外の新規顧客の開拓の機会を提供するなどさまざまなメリットがあるのは、事実でございます。

ただ、他方において、この新しいビジネスモデルとしてのデジタルプラットフォームは、利用される事業者あるいは消費者の方がふえればふえるほどその利便性が増す、ネットワーク効果が非常にほかの民間のビジネスモデルに比べて著しいと、いう特徴があるということが一般的に言われております。そして、その結果として独占的、寡占的な状況が生じやすく、その結果において、中小企業などが、これを利用される方が、利用しているデジタルプラットフォームを利用せざるを得ない、他の選択肢がなかなかない、いわゆるロックインと言われるような状況が生じやすいという点が指摘されておりました。

こうしたことを踏まえまして、二〇一九年に公正取引委員会が特に国内のオンラインモールやアパリストアについて取引実態調査を実施したわけですが、ござりますけれども、その中においても、例えば、事前の説明がないままに規約が一方的に変更される、あるいは、取引が拒絶される場合にその理由が示されないなどの取引環境上の懸念、課題が明らかになつたわけであります。

それを受けまして、さまざまの政府組織にかかわりますことから、また新しい知見を要しますことから、内閣官房のデジタル市場競争本部を中心にしてこうした現状を分析しました結果、デジタルプラットフォームの公正かつ自由な競争を実現するためには、もちろん今委員からもお話しございましたように、独占禁止法で対処るべき問題、つまり、優越的な地位を濫用したような事態に対応するといういわゆる事後規制に加えて、規約の変更や取引拒絶の理由の開示などについて不透明さがある点が指摘されていることから、これは事後の対応には対応できない、しにくい問題であるといううえで、取引の透明性や公正性の問題についても、今の委員のお言葉で、それを事前の対応として、

事前規制として対応すべきだということの判断に至ったわけでございます。

そういうことから、いわば事後規制として個別の行為を排除し是正する独占禁止法とは別に、今回の法案を策定するという判断に至つたものでございます。

以上でございます。

○浅野委員 ありがとうございます。

やはり、事前にしっかりと対応しておかないと取引の透明性、公正性が担保できないからということなんですが。

次の質問に行くんですけれども、であれば、本日の資料四をごらんいただきたいと思いますが、この法案では、特定デジタルプラットフォーム事業者に指定をされた場合に、情報開示と手続、体制を整備することというのが定められております。

とりわけこの資料でいうと、(3)の a と b の部分、「取引条件等の情報の開示」、そして「自主的な手続・体制の整備」というふうに書いてあります。ですが、右側の赤い四角で囲っている内容を見ますと、極めて、適切な取引を行うためにはどれも必要なものであります。言い方をかえれば、これは特定デジタルプラットフォーム事業者だけでなく、デジタルプラットフォームを提供する事業者は全てがここはカバーしなければいけない項目なのではないかなというふうにさえ思えるわけであります。

そこで質問ですけれども、この情報開示と手続、体制の整備という部分については、あくまでもデジタルプラットフォーム事業者特定ではなく、一般的のデジタルプラットフォーム事業者も自主的に取り組むべき責務があるんじゃないかと思うんですけれども、そこに対しても政府がどういう見解をお持ちなのか。

そして、ちょっとこれは事前通告でいいませんけれども、関連ですか、今回の法案の中で、この a と b の部分については一般の事業者に適用されないような読み方ができるんですけども、

そのあたりの解釈について、どういう理解をすればよいのか、お答えいただきたいと思います。

○西山政府参考人 お答え申し上げます。

私どもも、大きな考え方としましては、委員がきょうの御質問の冒頭でおっしゃられましたとおり、基本的には、民間と民間のビジネスについては原則自由で、不公正なことがあった場合に独占禁止法で、競争政策の領域であれば、対応するというのが基本だというふうに考えております。

今回、こういう法案を御提案を申し上げているのは、デジタルプラットフォームについては他の一般の民間のビジネスモデルとは異なる特徴があるので、あえて一般的のビジネスとは違う規律を導入しようという考え方方に立っておりますが、あくまでその範囲は、この法案の basic 理念にもうたわっておりますよう、必要最小限のものとするという考え方方に立っております。

以上でございます。

○浅野委員 今、答弁の中でもおっしゃいました

そういう業態に着目をして透明性や公正性を高める必要があるのかということについて申し上げるところ、やはり、先ほども触れさせていただきましたけれども、デジタルプラットフォームというのが、いわゆるネットワーク効果が働きやすい、つまり多くの人が使えば使うほど便利になるので、一旦大きくなり始めるとどんどん大きくなるといふことがあり、結果として、それを利用される方からごらんになると、今利用しているデジタルプラットフォーム以外に切りかえることが非常に難しいという、いわゆるロックインのような効果が働いているというのが大きな背景にござります。したがいまして、今の御質問に戻させていただきますと、こうした背景から、特定デジタルプラットフォームとして指定をし、規律を導入するものについては、やはり、今申し上げたようなことを性格上存在して、なおかつそれが実態で確認されているということが必要だというふうに考えております。

そういう意味において、先ほど御質問のございました、さまざまな情報開示や自主的な手続の体

制の整備については、その対象になるデジタルプラットフォームの、あるいはその業態が、国民生に影響が非常に大きく、先ほど申し上げたよなことを含めて、ネットワーク効果の結果として利用の集中が進んでいて、それを活用している中小企業などの保護の必要性が高い

し上げたよなことを含めて、ネットワーク効果の結果として利用の集中が進んでいて、それを

利用している中小企業などの保護の必要性が高い

と思えば別の相手方があるようなものについて

は、事実上、一般的のビジネスと差がないようなものとして取り扱われることができるというこ

とで、あくまで先ほど申し上げたような実態が確認できるようなものに限つて今回の規律を導入しようと

いう考え方方に立っております。

以上でございます。

○浅野委員 今、答弁の中でもおっしゃいましたけれども、まさに、これは、一旦大きくなり始めると、どんどん大きくなるんですね。大きくなつた後からこういう事前規制のようなものをやると、どうやら方でいいのかという話なんですよ。

やはり、デジタルプラットフォームのビジネス

というのは非常にスピードが速い、そして、どの事業者も今後大きくなる可能性はあるわけであり

まして、大きくなつた後でこの規制を導入するの

では、大きくなつている過程の取引というのはこ

とで、こうした判断に至つているわけでございま

す。

ただ、もちろん、他方、この法案そのものは、

以上でございます。

なった後からでいいんだという理由があるのであれば、ちょっと御答弁いただきたいと思います。

○西山政府参考人 お答えを申し上げます。

先ほどのやや繰り返しになりますが、この法案の議論の過程を通じて、他方において、このデジタルプラットフォームが、まさに今委員がおっしゃられたとおり、あるいは私が先ほど御答弁を申し上げたとおり、懸念があるのは、一旦集中度

が高くなつて大きくなるとそれを使わざるを得ないということが片やある。他方において、デジタル

プラットフォームということそのものは、イノベーションを生むものなので制約をすべきでない

という議論がいろいろございました。

それをあわせて考えますと、大きくなつたデジタルプラットフォーマーに、今は小さいデジタル

プラットフォーマーが競争上ある種チャレンジし

て、大きい人がどんどん大きくなるような状況を

つくるらしいというのも、ある意味では競争環境を維持するためにはプラスに働くわけでございま

す。

やはり、このデジタル分野は非常にスピードが速くて、もう一年、二年たつたら、その分野をリードする事業者が入れかわっているなんてことはよくあるわけですね。ですから、この業界の動向調査というのを政府としてはしっかりとやるべきだと思います。しかも、その行う頻度も、後、対象の追加はあり得るという話がございました。

以上でございます。

○浅野委員 ちよつとこの件に関してはまだ議論

を本当はしたいんですけども、時間の関係で次

の質問に移りたいと思いますが、今、最後に、今

後、対象の追加はあり得るという話がございました。

以上でございます。

○浅野委員 ちよつとこの件に関してはまだ議論

を本当はしたいんですけども、時間の関係で次

えてこの二つに決めたのか、それとも何らかの事前情報があつて絞り込んだのか、そのあたりが不透明です。ぜひお願ひしたいのは、今後の継続的な調査に当たっては、どの範囲を対象として調査をするのか、そして、どの程度の頻度で調査すべきなのか、調査のあり方にについてしっかりと検討する委員会のようなものをつくつていただきたい、専門的知見、そしてリアルタイムな状況を踏まえた上で調査をしていただきたいというのがこの質問の趣旨なんですねけれども、それに対する政府の見解をいただきたいと思います。

○西山政府参考人 ありがとうございます。お答えを申し上げます。

我々経済産業省、あるいは公正取引委員会なども含めて、この検討に当たりましては二つのこと、今委員から御指摘がございましたけれども、

まず実態がどうなっているかという調査と、それから有識の方々の意見を踏まえるということをやつてまいりました。

特に前者について申し上げますと、公正取引委員会が、報告書を、公表されている報告以外にも、結果については公表しておりますけれども、さまざま、アンケートなども含めて、か

なり広い業態についてさまざま、懸念があるかないかということについて調査も行つてしまいまして、先ほど申し上げたような、利用の集中度が進んでいて取引上の懸念があるという声が非常に大きかつたものが、結果として見ると、オンラインモールやア

プリストアであったということでございます。

その選定に当たりましては、もちろん有識者の議論、特に、例えば、先ほど諮問委員会というふうにおっしゃられましたけれども、もちろんそう

いう名称ではございませんけれども、これもEUの規則の立案に当たって行われたのを参考にして、先ほども申し上げましたけれども、内閣官房にデジタル市場競争会議、あるいはその下部組織としてワーキンググループを設けて、そこにデジタルプラットフォーマーの動向にかなり通曉して